

【現行制度の概要と課題】

1. 多数の者が利用する一定規模以上の建築物等については、ハード・ソフトの対策の義務付けにおける行政手続を通じて、消防機関が実態を把握し指導助言
⇒ 既存建築物等において消防用設備等を設置せずに用途変更される場合や、小規模事業所等における現状把握の端緒となる法令上の届出制度はなし。
cf 宝塚市カラオケ店火災（平成19年1月発生。死者3名）
用途が倉庫からカラオケ店に変更されていたにもかかわらず、消防機関がその旨を把握ができず、必要な指導助言ができなかった事例
2. 防火管理者の選任義務を生じる規模を下回る建築物等については、消防計画の作成義務なし。
⇒ 管理権原者の火災予防上の対策についての自覚が十分でない場合もあり。

【対応の考え方】

1. 小規模事業所等を含む各種の事業所等において、管理権原者に対し、その建築物等の関係者の氏名や用途等を記載した管理開始届出を消防機関に提出することを義務付けるとともに、建築物等における火災時の危険性等を確認することができる(⇒防火に係る自己診断)チェックシートの提出を義務付け
⇒ (ただし、①管理開始届出義務の対象範囲、②既存建物への適用範囲について整理が必要)
整理が困難な場合は、代替案として現行の火災予防条例(例)を改正し、チェックシートの提出を義務付け
2. 国において関係省庁との連携方策を検討
⇒

⇒	〔	・消防機関による実態の確実な把握、指導助言が可能
		・小規模事業所等において、管理権原者の防火意識を向上

管理開始届出制度のイメージ(案)

現行

設置工事後4日以内

【消防用設備等設置届出】(法令)

- ・消防用設備等
- ・特殊消防用設備等

・消防用設備等の設置に係る検査

【使用開始届出】(条例)

- ・火気使用設備、避難施設の管理、防災物品等
- ※防火管理に係る指導

・防火対象物の火災予防に係る検査

使用開始の日の7日前まで

改正案

設置工事後4日以内

【消防用設備等設置届出】(法令)

- ・消防用設備等
- ・特殊消防用設備等

・消防用設備等の設置に係る検査

【(仮)防火対象物の立入検査に係る届出】(条例)

- ・火気使用設備、避難施設の管理、防災物品等
- ※防火管理に係る指導

・防火対象物の火災予防に係る検査

使用開始の日の7日前まで

【改正案のポイント】

- ①管理開始届出制度の創設(法律)
- ②防火に係る自己診断の実施(法律)

・名称、所在地、用途、所有者、管理開始日等

防火に係る自己診断(チェックシート) ⇒ 「(仮)防火対象物管理開始確認票」

※管理を開始する日までに届出

管理開始届出(法律)

防火対象物の管理を開始

改正案(代替案)

設置工事後4日以内

【消防用設備等設置届出】(法令)

- ・消防用設備等
- ・特殊消防用設備等

・消防用設備等の設置に係る検査

【使用開始届出】(条例)

- ・火気使用設備、避難施設の管理、防災物品等
- ※防火管理に係る指導

・防火対象物の火災予防に係る検査

使用開始の日の7日前まで

【改正案(代替案)のポイント】

- ①防火に係る自己診断の実施(条例)

防火に係る自己診断(チェックシート)
⇒ 「(仮)防火対象物管理開始確認票」

管理開始届出制度のイメージ(案)

管理開始届出の趣旨は、

- 雑居ビル等の頻繁なテナントの入れ替わりに係る管理権原者の把握
- 小規模事業所等の管理権原者の自主的な防火の取組推進

	使用開始届出(現行)	管理開始届出(案)
根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村の火災予防条例 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法
届出義務の対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法施行令別表第一の防火対象物(19項、20項除く) ※運用上、消防用設備等の設置対象である防火対象物に提出を求めていることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> (案1)山林・舟車・戸建住宅を除くすべての防火対象物 (案2)特定防火対象物に限定 ※消防用設備等の設置対象である防火対象物とする場合、法令上の整理に検討を要する。 ※法8対象を除くという意見もあったが、そもそも対象としなかった雑居ビル内の小規模テナント等が対象から外れることになる。
届出義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの用途に使用しようとする者(所有者、賃借人等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理を開始しようとする者(所有者、賃借人等) ※ (防火に係る)管理について権原が生じる部分ごとに届出の対象
届出日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用開始の日の7日前までに、消防長(消防署長)に届出 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理を開始する日までに、消防長(消防署長)に届出 ※ 従来の使用開始届出に係る防火対象物の火災予防に係る検査は、「(仮)防火対象物の立入検査に係る届出」を端緒として実施
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火対象物の配置図、各階平面図、消防用設備等設計図書等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「(仮)防火対象物管理開始確認票」(防火に係る自己診断(チェックシート)) ※ 防火管理義務がある防火対象物については、チェックシートの添付は求めず、チェックシートの内容を含めた消防計画を届出 ※ 共有部分については、共有部分の管理権原者により防火に係る自己診断をさせるが、専有部分の管理権原者においても、共有部分との境界に物品を存置しないことや、防火戸の閉鎖障害を起こさないような認識を持つような自己診断様式を作成
届出事項に変更があった場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前の用途を変更する場合は、変更後の用途に使用する者が届出。 ※運用上、用途の変更がなく、使用者のみが変更する場合には届出を求めていることが多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理権原者変更時は、改めて届出 ※ 用途が変更されない改装等の場合は改めて届出を求めないが、自らチェックシートの内容を見直し保管すれば足りることとする。
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規定がない場合が多い。(条例(例)上は規定なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5万円以下の過料
既存建物への適用範囲		<ul style="list-style-type: none"> (案1)既存建物すべてを対象 (案2)既存は対象外とするが、既存については、指導として管理開始届出を提出させ計画的に把握 ※使用開始届出が提出されているものを対象外とすることは、法制度上整理が困難

防火に係る自己診断((仮)防火対象物管理開始確認票)のイメージ(案)

1. 火災危険性の特定及び火災リスクの評価

(1) 火災危険性

- ①発火源（喫煙、裸火の使用、火気使用設備・機具の使用など）
- ②可燃物（可燃性製品、家具など）
- ③危険物品（危険物、火薬類など）

(2) 施設利用者

- ①施設利用者（従業員、来場客など）
- ②特に火災時に被害を受けるリスクが高い者（特定の時期等のみ施設利用者、災害時要援護者など）

(3) 事業所特性

- ①延焼経路の特定（排気ダクトなど）
- ②避難経路の特定（二方向避難の可否など）
- ③利用形態（就寝の有無など）
- ④その他

(1) 出火リスク

- ①偶発的要因による出火（たばこの不始末など）
- ②人的要因による出火（火気設備・機具の維持管理不良、可燃物の管理不徹底など）
- ③外部要因による出火（放火、地震など）

(2) 被害拡大リスク

- ①火災の拡大（上階、避難経路等への延焼など）
- ②覚知の遅れ（火災発見の遅れ、周知の遅れなど）
- ③初期消火、通報、避難の失敗
- ④その他

2. 評価に基づく対応等の決定

(1) 責任者

- ①火元責任者、火元管理者
- ②責任範囲

(2) 出火リスクの除去等

- ①発火原の除去等（喫煙場所以外での喫煙禁止、火気使用設備・機具の点検など）
- ②可燃物の除去等（離隔距離の確保など）
- ③危険物品の除去等（危険物の持ち込み禁止など）
- ④その他（施錠管理、備品等の落下防止など）

(3) 被害拡大リスクの除去等

- ①防火戸、避難施設の管理・点検
- ②避難経路の改善（二方向避難の確保、避難経路の表示など）
- ③収容人員の管理
- ④消防用設備等の設置・維持
- ⑤火災時の対応（通報、初期消火、避難の計画など）
- ⑥地震時の対応（身の安全確保、避難誘導、家具等の固定など）
- ⑦消防訓練の実施
- ⑧その他

管理を開始しようとする事業所等について、該当する項目をチェック、必要事項を記載

認識された火災リスクについて、該当する項目をチェック、必要事項を記載

評価に基づき実施すべき対応事項について、該当する項目をチェック、必要事項を記載

管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入(主な論点)

1 管理開始届出の対象

【火災予防の実効性向上作業チーム第3回(6/30)、第4回(7/20)より】

論 点	検討の進め方(案)及び作業チームにおける主な議論
届出義務の対象範囲は、どのようにすべきか。 (1) 山林・舟車・戸建住宅を除くすべての防火対象物 (2) 特定防火対象物に限定	<p>消防本部との意見交換を踏まえ、方向性を整理</p> <p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 制度上ほとんどの防火対象物が対象・ 消防本部における事務負担が著しく増大 <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 火災危険の高い特定防火対象物が対象・ 届出者にとっては、特定か非特定かの判断が困難

2 既存建物への適用範囲

論 点	検討の進め方(案)及び作業チームにおける主な議論
施行時、既に管理を行っている防火対象物についても、管理開始届出や防火に係る自己診断は必要か。必要とする場合、その範囲や経過措置期間等をどう考えるか。 (1) 既存建物すべてを対象 (2) 既存は対象外とするが、既存については、指導として管理開始届出を提出させ、計画的に把握	<p>消防本部との意見交換を踏まえ、方向性を整理</p> <p>(1)について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 制度上は、頻繁に入れ替わるテナント等を対象・ 消防本部における事務負担が著しく増大するとともに、既に使用開始届出を提出していた事業者への説明が困難 <p>(2)について</p> <ul style="list-style-type: none">・ 消防本部が能動的に把握していくため、既存の未把握が減少・ 本来の趣旨である小規模施設に係るテナントの把握が制度として対象外

管理開始届出の法定と防火に係る自己診断の導入

3 関係機関との連携

論 点	検討の進め方(案)及び作業チームにおける主な議論
<p>既存建築物等において消防用設備等を設置せずに用途変更がされる場合や、小規模で防火管理者の選任義務を負わないテナントが入替わりする場合の対策としては、「管理開始届出制度」のほか、衛生、警察、福祉など、各種の事業所等の事業活動を所管する行政当局との連携を密にすることが考えられるが、どのような手法が効果的か。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 国としては、管理開始届出制度が有効に機能するよう警察庁、厚生労働省等の関係省庁と調整の上、市町村において連携強化を深めるための取組(通知の発出等)を想定・ 消防本部における具体的な取組例を参考に、検討

消防本部における主な取組例

【社会福祉施設に関する取組例】

- ・ 社会福祉施設に係る関係機関(保健福祉部局、建築部局)との連携については、「社会福祉施設の情報提供及び情報共有に係る連携要領」や、連絡協議会を設置し連携強化
- ・ 健康福祉部局に対しグループホーム等の開設に係る相談があった場合、使用開始届出を消防に提出する旨の指導を依頼

【雑居ビルに関する取組例】

- ・ 関係機関(保健福祉部局、建築部局、警察機関)との間に連絡協議会を設置し、連携強化

【風俗営業施設に関する取組例】

- ・ 警察機関、建築行政機関及び保健機関との間に「風俗営業所等防火安全対策連絡協議会」を設置
- ・ 警察機関から通知があった場合は、処理する旨規定化
- ・ 警察が風俗営業の許可をする際に、事前に管轄消防署長あて当該風俗営業する店舗に係る文書の送付があり、それを踏まえて立入検査等を実施、テナントを把握

【飲食店等施設に関する取組例】

- ・ 飲食店等営業許可については保健所から通知があった場合は処理する旨規定化
- ・ 保健所への飲食業許可申請者に対して情報提供のビラを作成し、保健所窓口担当から配布する形で協力依頼

【その他施設に関する取組例】

- ・ クリーニング所開設に係る連携として、保健所に対しクリーニング所開設届が提出された場合、関係部署(建築・下水道・消防)に情報提供
- ・ 商店街組合連合会との間に協定を締結し、連携強化

防火対象物管理開始届出書 (案)			
		年 月 日	
殿			
届出者			
住所 _____ (法人の場合は、名称及び代表者氏名)			
氏名 _____ 印			
電話 _____			
<p>下記のとおり、防火対象物又はその部分の管理を開始するので、消防法第〇〇条第〇項の規定に基づき届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
所在地			
※ 建 物			
建物名称		収容人員	人
用途		消防法施行令 別表第一	()項
建物構造及び規模	造 地上 階 地下 階	共用部分管理	階部分
	床面積 m ² 延べ面積 m ²		
事 業 所			
事業所等の名称		管理する範囲の 収容人員	人
用途		消防法施行令 別表第一	()項
管理する範囲 (図面添付も可)	地上 階 地下 階 ()	共用部分管理	階部分
	占有面積 m ²		
管理を開始する日	年 月 日		
公開時間 又は従業時間	時 分～ 時 分		
所有者との関係	本人・賃借・転借・その他 ()		
※※ 受付欄	※※ 決 裁 欄		※※ 備 考

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 消防法施行令別表第一の欄については、裏面を参照のこと。
 3 ※印の欄は、建物全体を管理する場合を記入すること。
 4 ※※印の欄は、記入しないこと。

(裏面)

消防法施行令別表第一

用 途		
(1) 項	イ	劇場、映画館等
	ロ	公会堂、集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー
	ロ	遊技場、ダンスホール
	ハ	風俗関連店舗
	ニ	カラオケボックス等
(3) 項	イ	待合、料理店
	ロ	飲食店
(4) 項		物品販売店舗
(5) 項	イ	旅館、ホテル
	ロ	共同住宅、寄宿舎
(6) 項	イ	病院、診療所
	ロ	社会福祉施設（避難困難施設）
	ハ	その他の社会福祉施設
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(7) 項		学校
(8) 項		図書館、博物館
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場
	ロ	公衆浴場
(10) 項		停車場
(11) 項		神社、寺院、教会
(12) 項	イ	工場、作業場
	ロ	スタジオ
(13) 項	イ	車庫、駐車場
	ロ	航空機格納庫
(14) 項		倉庫
(15) 項		事務所等
(16) 項	イ	複合用途（特定用途含む）
	ロ	複合用途（非特定用途のみ）
(16の2) 項		地下街
(17) 項		文化財

防火対象物管理開始確認票(案)

年 月 日

点検実施者
住所
氏名

下記のとおり、防火対象物又はその部分の管理開始に伴い防火確認を行いました。
記

1 火災の危険性及び評価

項目	点 検 内 容	チェック欄
火災の対策に関すること	たばこの不始末等の偶発的要因により火災が発生するかもしれない。	
	たばこの吸い殻など火災の要因となるものを把握し、要因がある場合は適切に処理をする。	<input type="checkbox"/>
	火気設備・器具等の維持管理不良、たこ足配線等の人的要因により火災が発生するかもしれない。	
	電気ストーブ、ガステーブル等の火気設備・器具を使用する場合は、正しく使用する。	<input type="checkbox"/>
	火気を使用した場合、ガスの元栓の閉止等の確認を行う。	<input type="checkbox"/>
	レンジフードや排気ダクトがある場合は、毎日清掃する。	<input type="checkbox"/>
	暖房器具等を使用する場合は、消し忘れについて注意する。	<input type="checkbox"/>
	コンセント、電気延長コードがある場合は、たこ足配線をしない。	<input type="checkbox"/>
	電化製品の電気配線がある場合は、丸めたり、束ねたりして使用・収納しない。	<input type="checkbox"/>
	コンセントがある場合は、ほこりを定期的に清掃する。	<input type="checkbox"/>
	調理を行う場合、衣服に炎が燃え移る危険性があるので注意する。	<input type="checkbox"/>
	放火等の外部要因により火災が発生するかもしれない。	
	建物の周辺や人目のつきにくい場所に燃えやすいものを放置しない。	<input type="checkbox"/>
	火災の発見が遅れ、延焼拡大するかもしれない。	
	火気を使用している間は、その場を離れずに監視を行う。	<input type="checkbox"/>
	コンロ、ストーブなどの火が、周辺の可燃物や危険物等に燃え広がるかもしれない。	
	カーテン、じゅうたん等がある場合は、防災物品を使用する。	<input type="checkbox"/>
	ストーブ等の暖房器具がある場合は、上や近くに、燃えやすい物を置かない。	<input type="checkbox"/>
	電気ストーブ等の電気器具がある場合は、周りに燃えやすいものを置かない。	<input type="checkbox"/>
	ガステーブル等の厨房設備がある場合は、近くに燃えやすいものを置いたり吊るしたりしない。	<input type="checkbox"/>
危険物又は危険物品等の取扱いは、防火上安全な場所及び安全な方法で行う。	<input type="checkbox"/>	

火災の対策に関すること	火災が発生した際、初期消火や消防への通報に失敗するかもしれない。	
	消火器等の消防用設備等を設置している場合は、その使用方法を従業員全員で確認する。	<input type="checkbox"/>
	119番通報の要領を従業員全員で確認する。 (火事・救急の別、住所、何が燃えているかなど)	<input type="checkbox"/>
避難等に関すること	火災等の災害時は、有効に避難できないかもしれない。	
	避難通路には、火災の予防又は避難に支障となる施設を設け、又は物件を置かないこと。	<input type="checkbox"/>
	避難通路の床面は、避難に際して、つまづき、すべり等を生じないように維持すること。	<input type="checkbox"/>
	避難口又は地上に通ずる通路に設ける戸は、容易に開放できる戸とすること。	<input type="checkbox"/>
	火災発生時は、適切な行動がとれないかもしれない。	
	火災発生時の任務分担や避難誘導等の行動要領を確認する。	<input type="checkbox"/>
	消火用具(消火器、水バケツ等)の場所及び消火方法を確認する。	<input type="checkbox"/>
2 地震の危険性及び評価		
項目	点検内容	チェック欄
地震の対策に関すること	地震が発生した際、気が動転して適切な行動がとれないかもしれない。	
	緊急地震速報の発令又は地震が発生したときの行動要領を確認する。 (身の安全確保、火の始末、出口の確保など)	<input type="checkbox"/>
	従業員全員で避難場所や避難誘導要領を確認する。	<input type="checkbox"/>
	地震が発生した際、停電等となり、客や利用者がパニックを起こすかもしれない。	
	停電や断水等に備え、懐中電灯等の非常用物品を常備する。	<input type="checkbox"/>
	従業員全員で、客や利用者を落ち着かせ、的確に避難誘導することを確認する。	<input type="checkbox"/>
	地震発生時に、棚に乗せてあるものが落下したり、家具などが倒れるかもしれない。また、倒れた家具等の下敷きになる者がいるかもしれない。	
	棚に乗せている物や、倒壊のおそれのある家具などがある場合は固定する。	<input type="checkbox"/>
3 日常点検の評価		
項目	点検内容	チェック欄
日常の点検に関すること	日常的に、通報要領を従業員全員で確認する。	<input type="checkbox"/>
	日常的に、避難誘導要領を従業員全員で確認する。	<input type="checkbox"/>
	日常的に、その他の防火・防災対策を従業員全員で確認する。	<input type="checkbox"/>

備考

- この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- チェック欄は、□に✓を記入すること。
- 各項目について、該当しない場合は記入しないこと。